

## 太田市民間児童福祉施設整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉の向上を図るため、社会福祉法人及び学校法人（幼保連携型認定こども園の設置者又は幼稚園若しくは幼稚園型認定こども園の設置者であって当該幼稚園若しくは当該幼稚園型認定こども園を幼保連携型認定こども園へ移行させようとするものに限る。）（以下「社会福祉法人等」という。）が行う児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、認定こども園及び児童養護施設をいう。以下同じ。）の施設整備及び設備整備事業に対して、太田市民間児童福祉施設整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 この補助金の対象は、社会福祉法人等が行う児童福祉施設の創設、増改築、拡張及び大規模修繕等の国庫又は県費による補助事業又は交付金事業とし、児童福祉施設の施設整備及び設備整備に要する費用とする。

(補助対象外経費)

第3条 次に該当する費用については、補助対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員その他の者の宿舍（これに相当する部分を含む。）に要する費用
- (3) その他整備費として適当と認められない費用

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（その算出した額に1,000円未満の額があるときは、これを切り捨てた額）とする。

- (1) 次世代育成支援対策施設整備交付金 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱（平成20年6月12日付け厚生労働省発雇児第0612001号別紙）の8に規定する交付額（以下「国交付額」という。）に同要綱別表1-4により算出された市町村の参考負担割合分（国交付額に2を乗じた額に国の想定している市町村の負担割合である4分の1を乗じて得た額）を加えた額以内の額
- (2) 群馬県子育て支援特別対策事業（保育所緊急整備事業） 群馬県子育て支援特別対策事業実施要綱（平成21年4月1日群馬県制定。以下「事業実施要綱」という。）の別紙保育所等緊急整備事業費補助金交付要綱（群馬県子育て支援特別対策事業）（平成21年4月1日群馬県制定）第4（1）により選定された額と同要綱第4（2）により算定された額とを比較していずれか少ない

方の額に4分の3を乗じて得た額以内の額

- (3) 群馬県子育て支援特別対策事業（認定こども園整備事業） 事業実施要綱の別紙認定こども園整備事業費補助金交付要綱（群馬県子育て支援特別対策事業）（平成21年10月15日群馬県制定）第4（1）により選定された額と同要綱第4（2）により算定された額とを比較していずれか少ない方の額に4分の3を乗じて得た額以内の額
- (4) 群馬県認定こども園整備事業 群馬県認定こども園整備事業費補助金交付要綱（文部科学省認定こども園施設整備交付金事業）（平成27年9月7日群馬県制定）第4に規定する交付額（以下「県交付額」という。）に同要綱別表により算出された市町村の負担割合分（県交付額に2を乗じた額に同表に規定する市町村の補助率である4分の1を乗じて得た額）を加えた額以内の額
- (5) 保育所等整備交付金 保育所等整備交付金交付要綱（平成30年5月8日付け厚生労働省発子0508第1号別紙）の8に規定する交付額（以下「保育所等整備交付金国交付額」という。）に同要綱別表1—9により算出された市町村の負担割合分（同要綱の8（1）ア及び8（3）アの事業については保育所等整備交付金国交付額に2分の3を乗じた額に同表に規定する市町村の負担割合である12分の1を乗じて得た額、同要綱の8（1）イ、8（2）、8（3）イ、8（4）及び8（5）の事業については保育所等整備交付金国交付額に2を乗じた額に同表に規定する市町村の負担割合である4分の1を乗じて得た額）を加えた額以内の額

2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

（書類の整備等）

第5条 補助対象事業を実施する者は、補助対象事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し保管しておかなければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない

（その他）

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田市民間児童福祉施設整備費補助金交付要綱（平成10年4月1日太田市制定）又は新田町民間児童福祉施設整備費補助金交付要綱（平成15年4月1日新田町制定）の規定によりな

された決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに交付決定された太田市民間児童福祉施設整備費補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに交付決定された太田市民間児童福祉施設整備費補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成27年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月14日から施行し、同年4月1日から適用する。